

# 令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

習志野市立香澄小学校

## はじめに

平成25年9月「いじめ防止対策推進法」の施行、同年10月「いじめ防止基本方針」の策定により、本校でも「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等に取り組んできた。平成29年3月に国の基本方針が改定され、千葉県では同年11月に改定した「いじめ防止基本方針」が発表された。本校ではそれを受け、「学校いじめ防止基本方針」を見直し、学校教育目標「笑顔とやる気があふれる学校」を実現するために、道徳科の研究を通して「人を理解し、大切にする心」「笑顔と感謝、人を思いやる心」を児童が持てるようにし、いじめの問題が生じない学校作りを教職員一丸となって推進していく。

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本方針

### (1) 基本理念

「いじめる方はいつも冗談、いじめられる方はいつも本気」」という言葉がある。いじめは人として許されない行為であり、人権侵害であり、犯罪である。「冗談」や「ふざけて」などの言い訳が通用するものではない。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、全ての児童が学校の内外を問わずにいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する事がないようにいじめの防止等の対策を行う。そして、「いじめはどの学校でも、どの児童でも起こりうる」という認識のもと、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、組織的・計画的に、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

### (2) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば、法の定義のいじめに当てはまる。

児童は、いじめを行ってはならない。「いじめ防止対策推進法」

※いじめを見過ごしてはいけない。その行為はいじめに加担しているといえる。

### (3) 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、「いじめ防止対策推進法」並びに基本理念に則り、在籍する児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。また、対処にあたっては、正確かつ丁寧な情報提供等を行う。

## 2 いじめ防止等の対策のための校内組織

### (1) いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会と兼ねる）

- ① 運営：毎月1回定例会議を行う。
- ② 構成員：校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、（特別支援コーディネーター）
- ③ 内容：情報収集と情報交換、教職員の共通理解事項の確認、早期発見に向けた取組、基本方針に基づく実行・検証・改善など。

## (2) 緊急いじめ防止対策委員会

- ① 運営：緊急の対応を必要としたときに開催
- ② 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、担任、関係職員、特別支援コーディネーター  
※重大事態発生時は、必要に応じて民生児童委員などの専門的な知識を有する者及び校長が必要と判断した者を加える。
- ③ 内容：事実確認、情報の共有化、指導・支援の対応方針決定、子どもへの指導・支援、保護者への支援、助言、関係機関との連携など。

## (3) 校内体制

定例会議後、全校で周知する内容については、職員会議にて共通理解を図り、全職員で対応に当たる。生徒指導委員会で挙げられた事項については、相談シートに転記し、次年度以降に引き継いで、児童理解・学級編成参考資料として活用する。(いじめアンケートとともに生徒指導主任が管理・保管する。)

## 3 いじめの未然防止・早期発見に関する取り組み

### (1) いじめの未然防止の取り組み

児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着をはかるとともに学習に対する達成感・成就感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

#### ① 教職員

##### ア 基本的留意事項

- ・教職員が最大の教育環境であることの自覚を持つ。
- ・すべての児童を公平に、愛情を持って接するように心がける。
- ・教職員と子どもの間での呼称や話し言葉に敏感になる。
- ・正しいことと悪いことの区別をする。
- ・部活動等指導は、教育活動の一環であることを全教職員が共通理解して指導にあたる。
- ・校内行事等の準備活動は、児童のよりよい人間関係作りの視点を持って指導にあたる。
- ・教職員の不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長する場合があることを認識して指導にあたる。

##### イ 配慮が必要とする児童について

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒について、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの海外につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒について、教職員の正しい理解など、学校として必要な対応を周知する。

##### ウ 学習指導及び道徳教育

- ・共通する授業規律等について共通理解し、共通実践をする。
- ・生徒指導の機能を生かした「わかる授業」（自己有用感を持つことのできる授業、自己決定できる授業等）を共通実践する。
- ・「特別の教科 道徳」の授業の充実を図り、必ずいじめに関連した題材を扱う。
- ・道徳科の授業を要として、学校の教育活動全体を通じて学校行事や教科との密接な関連を図りながら補充・深化・統合し、道徳的心情や実践力を育成していく。
- ・小学校高学年において、特別活動の授業において情報モラル指導を実施する。
- ・さわやかグループ活動や清掃活動における異学年交流や幼保小関連、地域のお年寄りとの交

流を活発に推進することで、思いやりの心を育てる。

- ・体験活動の充実を図り、豊かな心を育む教育を推進する。

## エ 研修の推進

- ・校内研修計画に、いじめに関する次の内容を位置づける。  
未然防止、早期発見、教育相談、情報モラル

### ② 啓発活動

#### ア 児童

- ・学校全体で「いじめは絶対に許されない行為」「いじめを許さない」「暴力や暴言を排除」等の啓発活動を、学級活動や学年集会、全校集会を利用して実施する。
- ・リーダー委員会が中心となって、「いじめ防止キャンペーン」等の啓発活動を行う。
- ・次の態様はいじめであることを周知する。
  - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う
  - ・仲間はずれ、集団による無視
  - ・わざとぶつかったり叩いたり蹴ったりする（軽重に関係なく）
  - ・金品をたかる、隠す、盗む、壊す、捨てる
  - ・嫌なこと、恥ずかしいこと危険なことをさせる
  - ・パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをする

#### イ 保護者

- ・年度当初の学校経営方針を説明する場において、いじめ予防の方策や相談体制、対処の体制について紹介する。

### （2）いじめの早期発見の取り組み

すべての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないようにする。

#### ① 「いじめアンケート」の実施

- ・習志野市教育委員会主体の調査を年3回（6月、11月、2月予定）実施する。
- ・アンケートの実施に伴い、必ず教育相談を実施し、迅速に対応する。

#### ② 教育相談の実施

- ・児童理解のために、アンケート実施後や毎学期1回学級児童全員（または児童の状況に応じて）と教育相談を実施する。
- ・毎月第4月曜日を保護者との教育相談日とし、担任だけでなく管理職を含めどの教職員にも相談しやすい体制を維持する。

#### ③ 教育相談箱の設置

- ・児童の悩みを受け止めるツールとして、相談箱を昇降口に常時設置し、定期的に教頭が確認し、内容に応じて担任または管理職等が教育相談を行う。

#### ④ 相談機関の周知

- ・配布文書や学校便り等で、児童及び保護者に相談機関を周知する。  
※相談期間（別紙資料 いじめ防止対策7）

## 4 いじめの早期解決に向けての取り組み

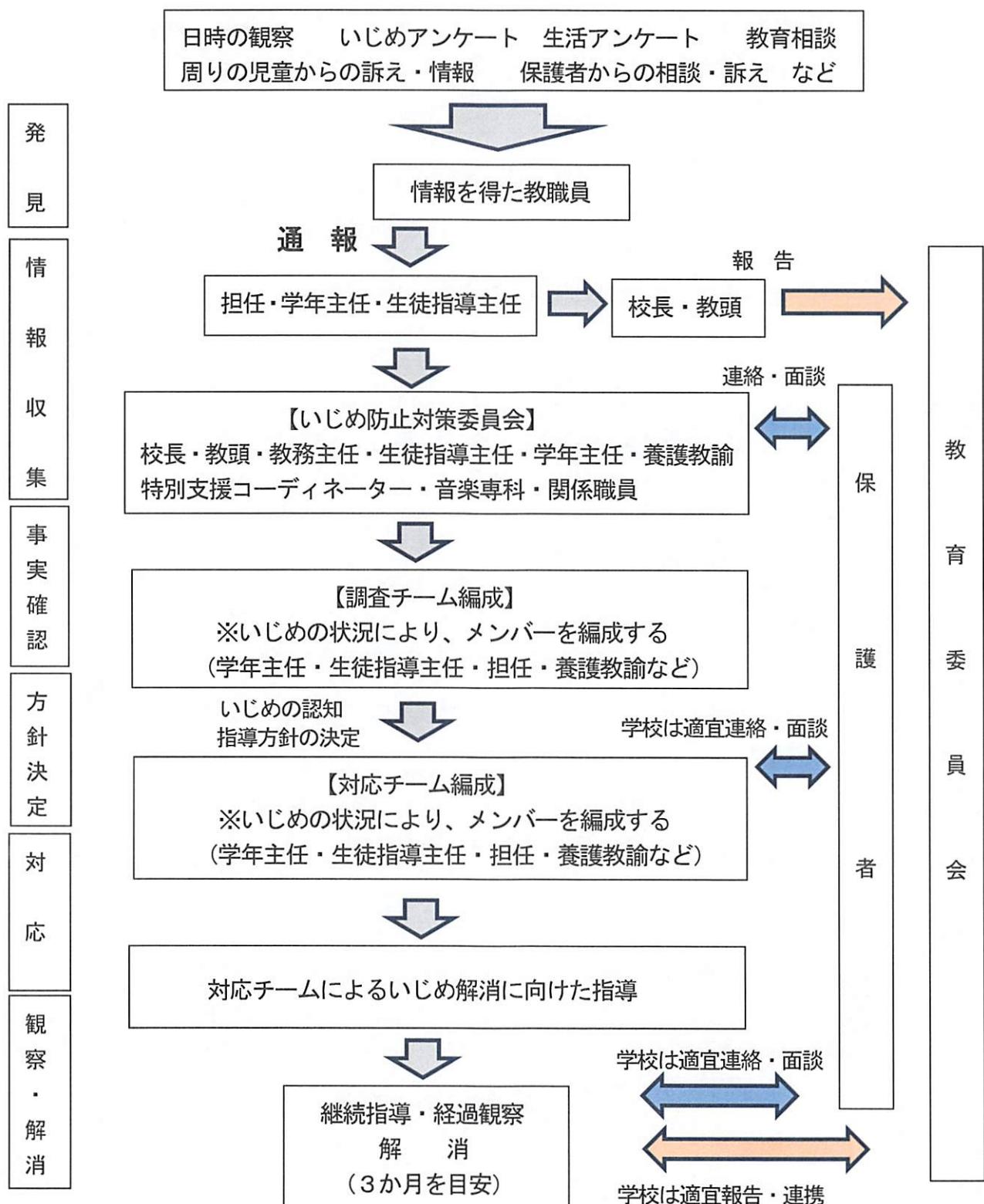
いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下すべての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして迅速にいじめ問題の解決にあたることとする。

### （1）いじめの発見・通報を受けた場合の連絡体制

- ・発見者（通報を受けた者）は、事実確認が十分でなくとも迅速に下記のとおり報告する

## 令和6年度 香澄小 いじめ発見後の組織的対応図

いじめ（疑いを含む）に係る情報がある場合には、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査などにより事実関係を把握し、早期に対応する。



## (2) 早期解決に向けて

### ① 認知の判断

- ・いじめ防止対策委員会が、いじめとして対応すべき事案かどうか判断する。ただし、判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- ・いじめの「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

### ② 認知後の対応

- ・組織を中心に対応の方針を決定し、共通理解を図る。
- ・いじめを受けた児童（被害児童）の心情を踏まえながら事実確認をするとともに、具体的な対応をする。
- ・被害児童の保護者へは、できるだけ早い段階で事実を伝える。また、調査結果やいじめを行った児童（加害児童）等への指導についての情報提供を行う。
- ・加害児童や周辺の児童等への聞き取り調査を適切に行う。
- ・加害児童が被害児童や通報者に圧力（物理的・精神的）をかけることを防ぐ。
- ・加害児童の保護者への事実の通知をできるだけ早い段階で行い、適切に連携した指導・支援等をできるようにする
- ・インターネット上のいじめに対しては、不適切な書き込み等、被害の拡大を防ぐため、直ちにプロバイダへ削除の措置を講じよう求める。また、必要に応じて地方法務局の協力を求める。なお、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し援助を求める。
- ・組織を中心に、再発防止策を協議する。
- ・いじめの内容によっては、早期に警察等への相談・通報が必要となる場合があることを全教職員が認識する。

※いじめが抵触する可能性がある刑罰法規例

強制わいせつ罪（刑法第176条）	傷害罪（同204条）	
暴行罪（同208条）	強要罪（同223条）	窃盗罪（同235条）
恐喝罪（同249条）	器物破壊罪（同261条）	脅迫罪（同222条）
侮辱罪（同231条）	名誉毀損罪（同230条）	など

### ③ 被害児童へのケア

- ・被害児童の安全を確保するとともに、守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・被害児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人、スクールカウンセラー、民生児童委員など）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ・つながりの深い教職員を中心に、その日のうちに家庭訪問等を行い、保護者へ事実関係を伝え、学校との連携方法等について話し合う。

### ④ 加害児童への指導

- ・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ・つながりの深い教職員を中心に、その日のうちに家庭訪問等を行い、保護者へ事実関係を伝え、学校との連携方法等について話し合う。
- ・加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けるように留意する。
- ・必要に応じて、別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。

⑤ 傍観者の指導及び学級・学年・学校全体への対応

- ・自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
- ・はやしたてるなど、いじめに同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・必要に応じて集会などを開き、不要なうわさ話などが広がらないように指導する。

(3) いじめの解消

- ① いじめに係る行為が止んでいること。心身的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ② 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。
- ③ ②を確認の上、解消とする。そのため、最低でも3ヶ月の経過を注意深く観察する。

## 5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ・児童が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など。
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
  - ・不登校の定義に則り、年間30日を目安とした欠席が続いている場合、一定期間連続して欠席しているような場合など。

(2) 校内及び判断後の報告・連絡体制について

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑いが生じた段階で調査を開始する。また、児童及び保護者が「重大事態」と申し出があった場合、その時点で重大事態ではないと考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- |      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| ① 校内 | 発見者(通報を受けた者)→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長 |
| ② 学校 | 校長→市教育委員会学校教育課(指導課)               |

(3) 対応について

- ① 重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ② 市教育委員会との報告・連絡を密にし、関係機関等とも連携を図りながら対応にあたる。
- ③ 記録(事実、調査結果、組織での協議や保護者への情報提供、児童への指導等対応事項)を確実に残す。
- ④ 調査にあたっては、被害者とその保護者に対して丁寧に説明し、被害者等の意向を踏まえた調査を行う。また、調査を行う在校生とその保護者にも説明をして行う。
- ⑤ 調査主体に不都合なことがあったとしても事実と向き合う。
- ⑥ 被害児童及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- ⑦ 調査結果を教育委員会に報告し、その結果を踏まえた必要な措置を講じる。

※被害児童からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に協議し調査に着手する。なお、いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)」を参考にする。

## 6 公表、点検、評価等について

### (1) 学校いじめ防止基本方針の公表

- ・「学校いじめ防止基本方針」を学校のホームページに掲載する。

### (2) いじめ防止対策の取り組みの評価

- ・学校評価により、いじめ防止の取り組みについて評価をする。

### (3) P D C A サイクルによる見直し

- ・学校評価の結果や一年間の取り組みを振り返り、学校いじめ防止基本方針の見直しを行い、教職員全員の共通理解を図る。

#### 【関連法案等】

いじめ防止対策推進法(平成 25 年 6 月公布、9 月施行)

いじめの防止のための基本的な方針（平成 25 年 10 月策定、平成 29 年 3 月改定）

千葉県いじめ防止対策基本方針(平成 26 年 8 月策定、平成 29 年 11 月改定)

習志野市いじめ防止対策基本方針(平成 27 年 11 月策定)

#### 【別資料】

##### [おもな相談窓口(緊急)]

記 関 な	電話番号	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-078310	いじめ相談 24 時間電話受付
千葉いのちの電話	0120-783-556	24 時間電話受付
中央児童相談所	043-253-4101	緊急相談は 24 時間受付
千葉県精神科医療センター	043-276-1361	救急

##### [おもな相談窓口(一般)]

機 門 名	電話番号	相談方法・受付時間・その他
習志野市総合教育センター	047-476-1715	電話・面接
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	電話(月～金)9:00～21:00 面接(月～金)9:00～17:00 要予約
中央児童相談所	043-253-4101	電話 8:30～20:00
千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話・面接(月～金)8:30～17:15
チャイルドライン千葉	043-301-7262	電話(月～土)16:00～21:00 NPO
子ども人権 110 番 (法務省人権擁護局)	0120-0-78310	電話(月～金)8:30～17:15 子ども専用 SOS E-mail 有り

##### [おもな連携機関]

機 門 名	電話番号	そ の 他
習志野市教育委員会指導課	047-451-1151	
習志野市総合教育センター	047-476-1715	
千葉県教育庁葛南教育事務所	047-433-6031	指導室生徒指導班